

千葉県外で災害が発生した場合

県社協の活動

県外で災害が発生し、事務局長が必要と認めるときは、事務局長・総務部長・総務部担当・V C担当者が参集し、「関東甲信越静ブロック都県指定都市社会福祉協議会災害時の相互支援協定」に基づく業務を行います。

本県が「幹事社協」・「関東ブロック合同救援本部」を担う場合	本県が「幹事社協」でない場合
<p>幹事社協の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害発生直後の被災状況の把握及び相互支援に関する連絡、協議 ・都県市社協派遣の必要の有無 ・派遣を要する場合の期間・人数・場所・活動内容を都県市社協へ伝達 ・県外からのボランティアの必要性の有無 ・県外からの福祉施設等職員派遣の有無 ・物品・資材及び機材の提供及び派遣の必要性の有無 ・相互支援連絡窓口一覧のまとめ ○被災地都県市社協と協議のうえ「関東ブロック合同救援本部」の設置 <p>関東ブロック合同救援本部の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)被災地社協との連絡、調整 (2)被災情報の収集・提供 (3)救援活動計画の策定及び都県市社協に対する支援要請 (4)救援活動の終了時期の決定 (5)全社協との連絡調整、必要な支援要請 <p>※幹事社協が被災した場合は、次年度の幹事社協がその任を担う。</p>	<p>主な役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幹事社協等との連絡調整 ○相互支援 <p>相互支援の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)職員の派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・要援護者の実態把握、緊急的な福祉サービスの調整及び提供 ・被災地支援のボランティアのコーディネート ・生活福祉資金特別貸付の実施 ・その他救援活動に必要な事項 (2)市町村社協職員の派遣 (3)ボランティアの支援 (4)福祉施設職員等の派遣調整 (5)救援活動に必要な物品、資材及び機材の提供及び斡旋 <p>※県社協は毎年4月15日までに幹事社協あて、「連絡窓口所管部課報告書」の提出をする。</p> <p>※支援職員は、支援社協を表示する腕章、名札などの標識を付け、身分を明らかにする。</p> <p>※支援職員は、必要な器材等を携行する。</p> <p>※派遣に関する経費は、派遣した社協が負担する。</p>